

# 第1章 プロジェクトの背景・経緯

## 第1章 プロジェクトの背景・経緯

### 1-1 当該セクターの現状と課題

#### 1-1-1 現状と課題

##### (1) 民主化警察の現状と課題

###### 1) 歴史的背景

###### ① 国防・治安一体の時代

1945年の独立後、オランダおよび我が国占領時代も警察組織は内務省下にあった。スカルノ初代大統領からスハルト第2代大統領の移行を経て67年には陸・海・空の3軍とともに国軍司令官の下に置かれる警察軍であった。

###### ② 国家警察の発足

1998年5月スハルト政権崩壊後、1999年4月の大統領令第2号により、国家警察は国軍から分離、更に2000年8月の国民協議会により国防省から分離し、大統領直轄の国家警察（INP）となった。そして2001年12月、国家警察の機能、機構等を規定する新警察法が制定された。他の主要関連法規は次のとおりである。

- 刑法
- 刑事訴訟法
- 国家緊急事態法

国家警察に対する指揮命令権限および国家機関との関連は以下のとおりとなっている。

元首である大統領が閣僚と同格の国家警察長官に対する指揮命令権限を有する。国会(DPR)は大統領による国家警察長官の任免を承認する。政治・治安担当調整大臣の権限については、国防(国軍)、治安(警察)を含む政策の調整を行うこととされており、警察に対して直接指揮命令する権限を付与されたものではないが、政策調整権限は各政府機関に対し、直接行使できることになっている。また、国軍との関係については、治安にかかわる緊急事態の際に警察だけで対応できない場合には警察は国軍の支援を受けることができる。一方、国防にかかわる緊急事態の際は、国軍が中心となって対処し、警察はこれを支援することになっている。警察法および緊急事態法にこれらの両者の協力関係が明記されている。詳細な政令は現在策定・調整中である。

###### ③ 国家警察制度

国家警察は国家全体の警察行政を司っており、全ての警察官は国家警察長官の指揮下にある。一方、中央政府の地方分権化の基本方針に則り、一定の権限を州政府に移管している。例えば、地域警察署長の任命、少佐以下の職員の異動については、州警察本部に段階的に委譲することになっている。

他の法執行・治安維持にかかる他省庁・政府機関との関係については国家警察と検察庁、国家薬物局との間に若干の業務の重複が見られる。また、林野、税務、入国管理の各当局はそれぞれの担当分

野において第一次的な調査権を有している。国家人権委員会も人権侵害事項については第一次的な調査権を有している。

なお、準警察的な組織として SATPAM（警備員）、Hansip（文民警護隊）や Polisi Pamongpradja（自治体警察）があり、国家警察はこれらの組織との協力関係が必要であると考えられている。

## 2) 治安状況

32年に及ぶスハルト政権の崩壊と民主的政権の樹立に伴い、「イ」国では、あらゆる面で旧制度の見直しが求められている。行財政改革、司法制度改革、経済構造改革等が進められる中、報道や言論の自由に関する規制緩和も進んでいる。

「イ」国政府は、多民族、多文化社会である同国の社会・経済的発展において最も重要なことは、国民間の円滑な意志疎通を図り、民族間の社会的・文化的背景・独自性を尊重しつつ民族融和を促進し、もって国民の団結を維持することとしている。

しかしながら、多様な民族国家であることから、アチェ、パプア、マルク、ボソ等の民族・地域紛争を抱えている。また、様々な政治・宗教グループの中には、活動を先鋭化しつつあるものもあり、ジャカルタにおける一連の爆発事件、ジェマー・イスラミアによるテロ行為なども発生している。これらに加えて、凶悪犯罪や一般犯罪、窃盗、車両窃盗、傷害・暴行、強盗、違法薬物、放火、殺人、強姦、文書・紙幣偽造、少年犯罪等が多数発生している。特に、薬物犯罪や銃が関係した犯罪、また、強盗のように金目当ての犯罪が近年増加の一途を辿っている。2001年度の前年比増加率は薬物犯罪 19%増、銃に関係した犯罪 119%増、強盗 9%増となっている。

国民を一つにまとめ、民主的な社会経済システムの構築を目指す「イ」国政府は、民主的な警察行政サービスの整備が不可欠であるとの認識に基づき、国家警察の組織・機能強化に必要な政策を積極的に推進しようとしている。

なお、「2002年国家警察活動計画」によれば、以下を重要犯罪として列挙している。

- 国家の治安を脅かす犯罪
- 暴動、拳銃、爆発物の乱用、放火、破壊、車両強盗、強盗殺人、強姦などの社会不安を引き起こす犯罪
- 違法薬物の販売、乱用、密輸入、違法伐採、賭博、暴力、売春、人身売買
- 貨幣偽造
- 知的所有権侵害（特に VCD、カセットテープの製造・販売）、インターネット・コンピュータを用いた犯罪
- 汚職行為
- 環境法違反
- 「イ」国海域内密漁および海賊行為

2001年度からの主要犯罪発生件数は表 1-1.1 に示すとおりである。今回対象となっている違法薬物は犯罪全体の約 6%を占めている。また、近年の社会情勢から、2003年からテロ等の新たな犯罪も統計に入れられるようになった。2003年度の州別犯罪統計は表 1-1.2 に示すとおりである。

表 1-1.1 2001 年～2003 年主要犯罪発生件数

犯 罪 名	件 数		
	2001 年	2002 年	2003 年
窃盗	60,945	43,698	8,690
車輛窃盗	26,728	24,977	17,189
傷害・暴行	12,421	10,010	9,882
強盗	9,582	9,398	6,168
放火	2,812	2,106	2,682
殺人	2,059	1,628	1,478
強姦	1,299	1,455	1,392
少年犯罪	91	66	184
文章・紙幣偽造	558	220	218
違法薬物	3,362	6,104	3,122
テロ			7
汚職			12
不法伐採			690
違法漁業			178
合計	119,857	99,662	51,892

出所：「市民警察活動促進プロジェクト・ドキュメント」INP、JICA 及び INP 統計

表 1-1.2 2003 年度州別犯罪統計

州	件数	順位	犯罪率 (注)	犯罪率順位
アチェ	3,579	7	90	3
北スマトラ	7,868	4	65	9
西スマトラ	2,159	12	47	17
リアウ	2,100	13	99	2
西カリマンタン	2,024	15	53	15
南スマトラ	4,860	5	62	10
ジャカルタ	9,977	3	60	12
西ジャワ	10,975	2	32	22
中部ジャワ	2,044	14	6	25
東ジャワ	22,284	1	57	13
バリ	2,635	10	87	4
東カリマンタン	1,831	17	74	7
南カリマンタン	2,466	11	80	6
南スラウェシ	3,360	9	42	20
北スラウェシ	3,361	8	120	1
マルク	32	27	1	26
イリアンジャヤ	1,899	16	81	5
中部カリマンタン	1,005	23	53	15
中部スラウェシ	1,438	21	71	8
東南スラウェシ	946	25	39	21
西ヌサテンガラ	1,598	20	45	18
東ヌサテンガラ	1,796	18	43	19
ジョグジャカルタ	1,075	22	32	22
ランブン	3,667	6	54	14
ジャンビ	1,679	19	62	10
ベンクル	976	24	18	24
INP 本部	249	26		27

出所：INP 統計

注：犯罪率（発生率ともいう）は 10 万人当りの認知件数である。

表 1-1.3 は「イ」国における検挙率の動向を示すものである。

表 1-1.3 検挙率動向

年	認知件数	検挙件数	検挙率
1997 年	187,244	103,811	55%
1998 年	172,532	97,248	56%
1999 年	169,033	96,734	57%
2000 年	160,116	94,841	59%
2001 年	142,711	86,319	60%

出所：「市民警察活動促進プロジェクト・ドキュメント」INP、JICA

日本と「イ」国における犯罪認知件数、解決件数、検挙率および発生率の比較は表 1-1.4 に示すとおりで、事件発生率（通報件数）が日本より格段に少ないのは、警察活動への不信感から市民が通報しないことが原因とみられている。

表 1-1.4 日本との検挙率動向の比較（2001 年）

	インドネシア	日 本
認知件数	169,397 件	3,256,109 件
解決件数	95,721 件	1,389,410 件
検挙率	60.0%	42.7%
発生率（10 万人当り認知件数）	81	2,566

出所：INP 統計、日本犯罪白書（交通関係を含む）

## (2) グッド・ガバナンスへの取組み

民主的で公正かつ透明性のある社会システムの構築等のグッド・ガバナンス（良い統治）の実現は、国際社会からの信任を得るためのみならず、社会の安定および持続的な経済発展の基盤整備を実施するためにも必要不可欠である。

適切な法制を基盤とする法の支配は、社会の安定化、外国直接投資の誘致による経済発展の促進のために重要である。

開発の制度的な側面は、持続可能な開発を達成する上で必要不可欠な要素の一つである。とりわけグッド・ガバナンスは近年、国際協力のキーワードの一つとして定着してきている。ガバナンスの概念は、各国援助機関によって定義は異なるが、世銀では公的部門の効率、法の支配、汚職や軍事支出の抑制などの要因も重要であるとしている。そして経済発展を達成するためのグッド・ガバナンスの要件として、①政府権力行使に際しての説明責任（Accountability）、透明性（Transparency）、公開性（Openness）、②法制度による統治、独立した信頼できる司法部門の存在、③効率的な公共部門、④腐敗・汚職の防止などを上げている。

現在の「イ」国においては、民族、宗教、貧困問題など複雑に固有の問題が絡み合っており、多様な価値観を支援する法制度的枠組みが要求されている。他方では欧米的な個人主義に基づく民主主義のルールを積極的に採用する必要性もあるとみられている。

我が国の治安問題に関する ODA による支援は警察などの公的権力の行使または濫用により個人の基本的人権の侵害につながる可能性を完全に排除できないとの観点から抑制的に対応してきた経緯がある。し

かし、第9回インドネシア援助国会合（CGI）での合意に基づき、「イ」国政府はUNDPや世銀等の支援を受けて「Partnership to Support Governance Reform in Indonesia」を創設して、ガバナンス支援に積極的に取り組んでいる。

## 1-1-2 開発計画

### (1) 2000－2004年国家開発計画（PROPENAS）

32年間に及ぶスハルト元大統領の長期政策（REPELITA:1969～98年まで6次に亘る5ヵ年開発計画）は終了し、前ワヒド政権が2000年11月に策定した「2000－2004年国家開発計画（PROPENAS）」をメガワティ政権は推進している。PROPENASの主要な達成目標は次のとおりであり、本計画は②法治国家の確立に寄与するものと考えられる。

- ① 民主的な政治システムの構築および国家統一・団結の維持
- ② 法治国家の確立
- ③ 経済再建および持続的で公正な開発の推進
- ④ 国民福祉の向上、宗教生活の質的改善、活力ある文化の創出
- ⑤ 地方開発の推進

また、マクロ経済の安定と共に、現在、「イ」国政府の中長期的課題としての重点分野は次のとおり本計画との繋がりが深く、我が国もこの分野を積極的に支援する方向である。

- 民間主導の持続的な成長
- 民主的で公正な社会造り
- 平和と安定

### (2) 国防・治安部門に関する国策大綱

PROPENASの内容を受け、国防・治安部門に関する国策大綱が制定された。以下はその概要である。

- 基本的人権を尊重し、国家開発活動に奉仕、支援しつつ、国内外の脅威に対し「イ」国の国家統一を保護、維持、防衛する国家機関として「イ」国軍の新しい規範に沿ってその役割の再配置、再定義ならびに再実現を行い、一貫性のある再編成を推進する。
- 訓練の義務化と戦力基盤の開発を通じて自国防衛意識の向上を図り、「イ」国軍と国家警察を主力に、かつ国防・治安に関する他の構成要因を支えとして、国民の力に立脚した全国民的国防治安維持力を開発し、「イ」国軍と国家警察および国民の間に連帯意識を実現する。
- 十分な施設、設備、予算を支えとして、「イ」国軍の質的向上を図り、主要戦力要因を飛躍的に増強し、かつ地域ごとの国防治安力を開発、促進することを通して国軍のプロフェッショナリズムを向上させる。
- 地域の治安を維持し、世界平和維持の努力に参画する中で、国防と治安部門における相互協力を拡大し、その質的向上を図る。
- 国家警察を国軍から段階的、継続的に分離していく中で、法の確立を担う国家機関として、また地方自治拡大に伴う住民の保護・擁護機関としてのプロフェッショナリズムを向上させることにより、国家警察の完全自立を図る努力に邁進する。

治安部門の開発は、治安・社会秩序の維持開発プログラムと国内治安開発プログラムによって推進していくことになった。このプログラムの目標は、法の確立と治安と社会秩序の維持における中核的責任であり、実践者としての国家警察のプロフェッショナルリズムを実現し、国民の総体的支持を得たあらゆる合意事項を實踐する際に必要な各種支援を行い、戦略的環境の変化に合わせて拡大する諸要求への対応態勢を整えることとしている。

国家警察開発のプログラムの基本的な活動のうち以下の活動により警察機能の開発を行おうとしている。

- 法律に基づき国家公務員の捜査員、特別警察および他の警察要員の犯罪捜査技術の向上を図る。
- 任務遂行を円滑にするために政府機関内外の各組織との調整・協力を促進する。
- 国家警察機能を担うための体制促進における指導ならびに任務遂行に関する管理・監督機能の強化を図る。
- 教育、トレーニングを含め、警察機能の技術・戦略上の支援を行う。
- 現存する技術的機能以外にも、統合的な警察機構としての措置を国内および国際領域において実践する。
- 国家警察の任務を支援するために、経営・組織・プロセスの整備を行い、その他警察機能の任務を果たすための能力を開発する。

### (3) 「移行期開発計画 (REPENAS)」 草案

2004年3月、国家開発企画庁により、2005～2006年を対象とした「移行期開発計画 (REPENAS)」の草稿が発表された。REPENASにおける開発課題には、①改革促進、②国民福祉の向上、③国民統合強化の3点が挙げられている。REPENASは特に①改革促進の支援に寄与するものと考えられる。改革促進の目標には大きく4つの項目が挙げられている。

政治開発：政治の安定化、改革に対する国際社会の支持の必要性、民主化に向けた情報通信・メディア開発の必要性

地域開発：政府、コミュニティ、民間部門を含む関連機関の能力改善による地方自治の安定化、地方自治促進の枠組みへのコミュニティ、NGOの参加促進

法整備：特に「イ」国において問題となっている汚職、テロリズム、薬物に対する法制度の整備とその実施改善

業績改善：制度・体系および公共サービスの管理システムの見直し、透明性・説明責任の管理、設備の質の改善

### (4) 貧困削減戦略ペーパー (PRSP)

「イ」国の貧困基準は「一日の消費量が2,100カロリー以下」になっており、2003年で総人口の約18%がそれに該当し、貧困格差が依然大きい。また、失業率も高く、国内には約21百万人以上の失業者がいるとされている。

「イ」国政府は、現在、貧困削減戦略ペーパー (PRSP) を策定中である (2004年末までには完成を予定)。これまでの作業においては、貧困削減の達成のためには、貧困層の生産性の向上による所得の向上および教育、保健・医療等の生活関連支出の削減の2つのアプローチが必要であり、そのためには①雇用機会の

創出、②コミュニティ・エンパワーメント、③人間開発等のキャパシティ・ビルディング、④社会保護の4つの政策を推進していく事とされている。

### 1-1-3 社会経済状況

「イ」国ではスハルト政権の下、経済の自由化、外国資本への門戸開放政策が推進された。特に1980年代後半以降は石油、ガス資源からの恩恵を最大限に活用しつつ、過度の依存体質からの脱却を図り、軽工業製品を中心とする輸出振興、外国からの投資拡大を推進した。また、それを世銀、ADB、日本を始めとする西側諸国からの援助が支えてきた。このような開発政策の成功と恵まれた国際経済環境により、同国は「東アジアの奇跡」と称される程の高成長（平均年率7%）を達成した。この経済成長は同国の貧困削減にも大きく貢献し、貧困人口は1976年の約5千万人（総人口の約40%）から1996年には約2千万人（総人口の11%）へと大幅に減少された。

対外債務のミスマネジメントを主な要因とする1997年8月夏以降のアジア通貨危機で、「イ」国経済は深刻な影響を被った。実質経済成長率はマイナス13%（1998年）まで落ち込み、為替は2,890ルピア/ドル（1997年期中平均）から10,210ルピア/ドル（1998年期中平均）へと暴落した。その後、IMFとの経済改革プログラムに沿ったマクロ経済の安定、金融システムの改革を着実に推進し、2000年以降は、実質経済成長は3-4%台で安定的に推移している。また、為替も8,000~10,000ルピア/ドルで安定している。このようなマクロ経済の安定の下で、「イ」国政府が2003年にIMFプログラムを卒業したことは評価されている。

近年の好調なマクロ経済の安定にもかかわらず、「イ」国経済は依然多くの問題を内包している。第1に現在の経済成長は消費需要の伸びに支えられているものであり、投資は外国直接投資、国内投資いずれも減少しており、回復の兆しは見られない。現在は「投資危機」というべき状況にある。特に投資環境の問題として、①不透明な司法制度、②政府の汚職・腐敗、③治安状況、④地方分権による混乱、⑤不明確な労働制度、⑥インフラの未整備、⑦投資促進政策の遅れ等が挙げられる。第2は、前述の投資とも密接に関連する企業部門、銀行部門の問題である。アジア危機によって大打撃を受けた企業部門および銀行部門は企業債務リストラ、不良債権処理問題等により危機的状況は脱したものの、銀行部門の信用仲介機能はまだに回復していない。第3に、政府財政は銀行救済のために発行した多額の国債によって圧迫されている。2004年より対外債務返済が再開され、また、国内債務償還も本格化するが、財政構造改革、国債管理政策、資産売却・国営企業民営化等により、財政は危機的状況を回避している。今後は税制改革を含めた歳入強化などによる財政の持続可能性の維持が課題となっている。

このような内部要因に加えて、かつての「東アジアの奇跡」を支えた国際経済環境にも大きな変化が生じつつある。日本、米国の市場は東アジア諸国にとって重要であるが、中国の経済成長と国際経済への統合も同諸国の経済活動に大きな影響を与えつつある。中国経済の急速な成長は東アジア諸国に大きな経済機会を提供すると同時に、熾烈な競争を余儀なくさせている。「イ」国にとっても中国のエネルギー、木材資源等の輸入需要の増大により相互依存関係はある程度進展することが期待される一方、生産拠点の誘致、工業品の輸出・国内生産の面では中国との厳しい競合関係に直面しつつある。

「イ」国は過去の経済実績や豊富な労働力・天然資源等を背景に依然として潜在的成長力は高い、と言える。しかし、国内経済が抱える種々の問題、同国を取り巻く国際経済環境の変化は今後、同国の経済成長の減速要因となる可能性がある。



## 1-2 無償資金協力要請の背景・経緯および概要

### 1-2-1 要請の概要

本計画で「イ」国側から要請のあった機材内容は、表 1-2.1 に示すとおりである。

表 1-2.1 要請機材リスト

No.	機材	数量		
		予備調査	基本設計	
<b>【無線通信分野】</b>				
1	Subscriber Radio	携帯無線機	500	500
2	Speaker-Mic for Subscriber Radio	携帯無線機用外部スピーカーマイク	500	500
3	Mobile Radio	車載無線機	80	80
4	Station Operation	基地局用無線機	2	2
5	Generators (Diesel)	発電機 (ディーゼル発電機)	1	1
6	UPS	無停電電源装置	1	1
7	AC Distributor	交流分電盤	1	1
8	Battery	直流電源設備	1	1
9	Controller	コントロール装置	1	1
10	Repeater	無線中継機	1	2
11	Channel Bank	チャンネルバンク	1	2
12	Module	予備品 (モジュール)	1	1
13	Test Equipment and Tools	試験機材	1	1
14	Programming Kit and Manual	プログラムキット・マニュアル	1	1
15	Microwave Link	マイクロ波中継装置	1	1
16	Renovation of existing system	既存システムの修復	1 式	1 式
17	Renovation of steel tower	鉄塔の修復	1 式	-
18	Renovation of repeater room	中継局舎の修復	1 式	-
<b>【鑑識分野】</b>				
1	Powder method crime fingerprint collection kit	現場指紋採取キット	3	3
2	Chemical method fingerprint collection set	特殊指紋採取キット	3	3
3	Field photograph set	現場写真撮影キット	3	3
4	Field photograph development machine	写真現像機	1	1
5	Color photograph printing machine	写真焼付機 (カラー)	1	1
6	Agents and materials for photograph developing and printing	写真撮影、現像関連薬剤等	1	1
7	Instant printing system	インスタントプリントシステム	1	1
8	Air conditioner	エアコン (ラボ用)	-	1
<b>【薬物対策分野】</b>				
1	Drug test set	薬物簡易鑑定セット	250	400
2	Materials for Drug test	麻薬鑑定機材 (試薬)	500	-
3	Urine Analysis Test Kit for Methamphetamine	メタンフェタミン尿検査キット	250	-
4	Refrigerator	冷蔵庫 (試薬保管用)	250	400
5	Coolant	保冷材	750	-
6	Break Preventive Cushion	試薬保管用緩衝材	250	-
7	Neutralizer	中和剤	250	-
8	Reaction Plate	反応プレート	500	(400)
9	Latex Glove	ゴム手袋	250	-
10	Plastic Bag for safe keeping Evidences	証拠保管用品ビニール袋	250	-
11	Flashlight	懐中電灯	250	(400)
12	Photograph Set	写真機 (カメラ)	250	(400)
13	Closed radio communication System	小規模無線システム	-	1
<b>【交番セット】</b>				
1	4WD	車両 (4WD)	9	
2	Motorcycle	二輪車	18	
3	Mobile radio	車載無線	9	
4	Subscriber radio	無線受信機	45	
5	FAX	ファクス機	9	
6	KOBAN building	交番建屋	9	

注1 網掛け部分は基本設計調査段階で追加要請のあった機材である。

注2 予備調査は平成 15 年 10 月、基本設計現地調査は平成 16 年 4 月に実施された。

注3 交番セットについては、「イ」国側の要請は確認されたものの、交番用地全てを確保することが現地調査の時点で困難であることに加えて、交番という新しいシステムを導入するに当たり、その持つべき機能や活用状況について技術プロジェクト(「技プロ」)にて建設中の交番の完成後一定期間のモニタリング期間が必要であるとの見解から、交番施設の設計と関連資機材にかかる調査は別途改めて行うこととしたため、本計画からは除外することとして「イ」国側と合意した。

## 1-2-2 我が国の援助動向

我が国の法制度整備や司法改革を含むグッド・ガバナンスにおける支援の実績はわずかであるが、「イ」国からの要請を受けて、我が国警察庁による全面的な協力を受けて、「国家警察改革支援プログラム」（以下「プログラム」という）が実施され、「市民警察活動促進プロジェクト」として技術協力プロジェクト（以下「技プロ」という）が2002年8月より開始されている。

「プログラム」は研修、専門家派遣、「技プロ」等の複数の構成要素からなっている（図 1-1.1）。

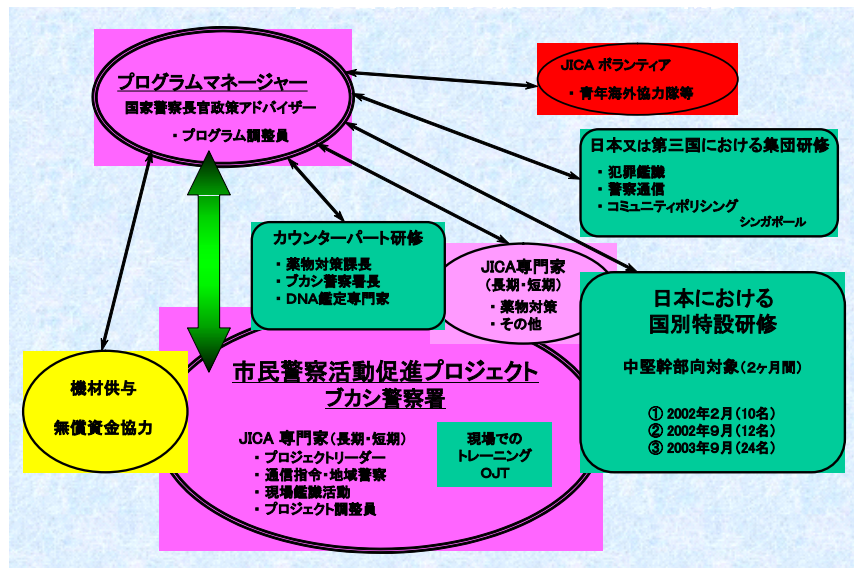


図 1-1.1 インドネシア国家警察支援プログラムの概要

プログラムマネージャーは、各分野の幹部との会合において「イ」国警察が行う改革プログラムに対する助言を行うとともに、日本による国家警察改革支援プログラムのリーダーとしても活動している。

「技プロ」は、通信指令および現場鑑識を中心とした市民警察活動に対する技術移転、カウンターパートの研修、機材供与を実施する技術協力プロジェクトである。「技プロ」ではプカシ警察署において、幹部を中心に業務の改善方法に関する助言や具体的な技術指導を専門家により行うとともに、知識・技術を広げるための研修も行っている。

分野別の専門家派遣である薬物対策分野では、INP 本部、州警察本部、警察署の各レベルにおいて、薬物簡易鑑定技術の移転のためのセミナー等を実施している。

これまでに実施されてきたプログラムの進捗状況は表 1-2.2 のとおりである。

表 1-2.2 我が国支援プログラムの進捗状況

時期	内容
2001年2月	国家警察長官政策アドバイザーを JICA 長期専門家として派遣
2001年10月	通信指令分野の長期専門家を派遣
2002年2月	第1回国別特設研修を日本で開催（埼玉・愛知県警察）
2002年4月	現場鑑識分野の長期専門家、薬物鑑定分野の短期専門家を派遣
2002年8月	技プロ「市民警察活動促進プロジェクト」がスタート、プログラム調整員として長期専門家を派遣
2002年9月	第2回国別特設研修を日本で開催（埼玉・千葉県警察）
2002年12月	ブカシ警察署におけるプロジェクトリーダーとして長期専門家および薬物対策分野の長期専門家を派遣
2004年3月	ブカシ警察署管内のモデル交番建設着工
2004年4月	教育分野の専門家を派遣

### 1-3 他ドナーの援助動向

2002年2月にジャカルタで開催された第9回 CGI および同年10月に東京で開催された第10回 CGI において、司法改革、法制度改革、汚職防止などのガバナンス改善は緊急性が高いとの合意を受けて、各国援助機関や国際機関は各種プログラムを支援している。

#### (1) 世界銀行

ガバナンスに関する世銀の重点分野は①統治機構の改革、②司法・法制度改革、③公務員制度改革、④市民社会の強化の4点である。具体的には世銀の全融資案件に公的機関における不正・腐敗の撲滅、効率性向上、透明性の確保を不可欠な要素とし、腐敗防止関連法案の支援を行っている。また、市民社会の強化による政府の監視や案件に関する地方分権化と住民参加の促進による透明性の向上を目指している。

#### (2) アジア開発銀行(ADB)

ADB は不正・汚職防止に重点をおいている。具体的には①各セクターへの融資の際の説明責任や透明性の改善、実施・管理の地方分権化による不正・腐敗の減少、②汚職防止法の改正、③最高監査機関（BPKP）の組織強化、④検察庁の能力強化、⑤独立した不正・汚職防止委員会の設立などの支援。

#### (3) 国連開発計画(UNDP)

各ドナーおよびNGOの選挙支援の促進と調整。

#### (4) 米国援助庁(USAID)

USAID の活動は、①選挙支援による民主的政府の形成、②啓発団体、各専門家の協会、労働組合、住民組織等の市民社会組織による政治過程への参加促進、③法整備、法治、民主的政党育成、治安維持・国防の文民統制等の支援による民主的かつ効果的ガバナンスの促進、⑤マルク、アチェ、イリアンジャヤ等における人権尊重監視や仲裁・紛争管理能力の育成等の支援を行っている。

#### (5) 国連難民高等弁務官事務所

アチェおよびパプア警察および学者に対する人権教育

(6) パートナースhip (UNDP および世銀が出資している NGO)

- 警察改革をその主要活動対象としている。
- 月 1 回のワーキンググループ会合において、INP 幹部との間で意見交換を行っている。

(7) 英国

- 警察組織管理に関する英国研修
- レスキュー車の供与

(8) 豪州

- 警察組織管理、人事管理に関する研修

(9) オランダ

- 交通警察官に対するオランダ国研修

(10) 独

- 捜査官養成所に対する鑑識キット等供与
- 犯罪捜査に係る独研修

(11) その他 (仏、スウェーデン、台湾)

- 主として研修分野における小規模の協力